

第6 公民館及び小規模防火対象物

公民館及び小規模防火対象物における特例基準について(平成27年10月15日大消予第967号)の通知に基づき、次により運用する。

1 校区公民館及び大分市公民館条例別表(昭和39年3月31日条例第42号)に定める地区公民館

- (1) 用途については、令別表第一(1)項口に掲げる防火対象物として取り扱う。
- (2) 令第24条第3項第4号の適用については、次のア及びイに掲げる条件に該当する場合にあっては、放送設備を設置しないことができる。
 - ア 防火対象物の延べ面積は、1,000平方メートル未満であり、一の集会室の面積は、最大で350平方メートルであること。
 - イ 防火対象物の構造が、次の(ア)から(ウ)に掲げる条件に適合すること。
 - (ア) 木造(準耐火建築物を除く)以外であること。
 - (イ) 平屋建て、かつ、普通階であること。
 - (ウ) 利用者が、一斉に屋外へ容易に避難できること。
- (3) 現に存する防火対象物については、前(2)の規定は適用しないものとする。

2 自治公民館

不特定の者が利用するものでなく、特定の地域住民が利用するものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 用途については、令別表第一(1)項口に掲げる防火対象物として取り扱う。
- (2) 収容人員の算定は、令別表第一(15)項に準じたものとして取り扱う。
- (3) 消防法第8条の適用については、令別表第一(15)項に準じたものとして取り扱う。
- (4) 消防法第8条の3の適用については、令別表第一(1)項口として取り扱う。
- (5) 消防法第17条の適用については、令別表第一(15)項に準じたものとして取り扱う。
- (6) 消防法第17条3の3の適用については、令別表第一(15)項に準じたものとして取り扱う。

3 小規模防火対象物

次の(1)又は(2)に該当するもので、非常警報設備の音響装置を設けなくても火災である旨の警報を有効に行えると認められるものについては、非常警報設備を設置しないことができる。

- (1) 特定防火対象物で、平屋建て、かつ、延べ面積が150平方メートル以下のもの。
- (2) 非特定防火対象物で、平屋建て、かつ、延べ面積が350平方メートル以下のもの。